

企業版ふるさと納税

五霞町では、地域再生計画「五霞町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、企業版ふるさと納税活用事業の対象計画として、国の認定を受けました。

企業版ふるさと納税は、法人関係税が最大で9割控除されるなど、企業のみなさんにも大きなメリットがありますので、ぜひご検討ください。



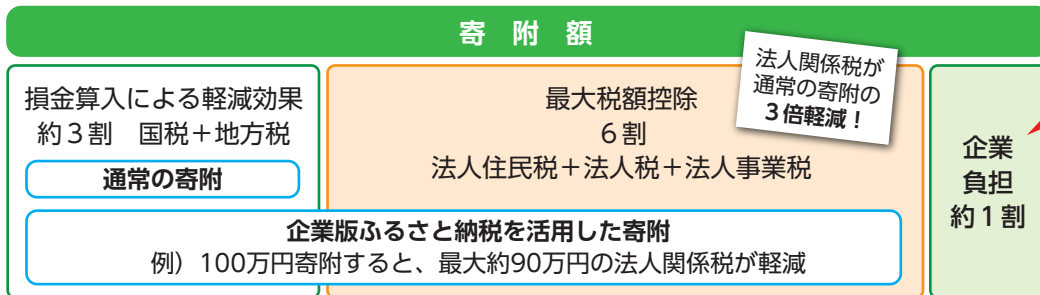
キラリ★五霞町 ～快適で居心地のよいまち～

企業版ふるさと納税の制度概要

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割にまで圧縮されます。

町の地方創生プロジェクトの内容等については、まちづくり戦略課までお問い合わせください。



軽減効果
最大
約9割に！

法人関係税を
寄附額の最大9割税額控除

社会貢献で企業PR
【SDGsの達成など】

企業にとってのメリット

地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを生かした
新事業展開

税額控除の内容

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

制度活用にあたっての留意事項

- ① 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ② 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受ける。 ×有利な利率で貸付をしてもらう。
- ③ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
※この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。

○お問い合わせ まちづくり戦略課 政策G ☎(84)1111 (内線223)